

お知らせ

課名	疾病感染症対策課
担当	山本、松岡、秋井
内線	3365、3369、3372
直通	226-7331

「インフルエンザ警報」を解除し、注意報に切り替えました

県では、令和7年10月30日に「インフルエンザ注意報」、令和7年11月28日に「インフルエンザ警報」を発令し、県民への注意喚起を図っておりますが、県内の定点当たり患者報告数が第13週（3月23日から3月29日）には7.94人、第14週（3月30日から4月5日）には3.80人と、県で定める警報解除基準（2週連続して、10人を下回った場合）を満たしたことから、本日、「インフルエンザ警報」を解除し、「インフルエンザ注意報」に切り替えましたので、お知らせします。

なお、現在もインフルエンザは流行状態にあることから、引き続き、次のとおり県民への注意喚起を図ることとします。

記

1 基本的な感染防止策

- ・ 場面に応じたマスクの着用、手洗い、手指消毒の実施
- ・ 室内の適度な湿度設定、定期的な空気の入れ換え
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方などは、人混みを避ける
- ・ 十分な休養、バランスのとれた食事

2 発熱等の症状が出た際の対応

- ・ かかりつけ医などの医療機関を早めに受診しましょう  
※受診の際はマスクを着用しましょう
- ・ 周りの方へうつさないように「咳エチケット」を心がけましょう
- ・ 水分を十分にとり、安静にして休養をとりましょう

